

議案第26号

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月25日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業におけるみなし支援員に係る経過措置期間を延長するため。

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

石岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年石岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和2年」を「令和5年」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。